

議案第三十号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定に  
つて

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を制定すること  
にして、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に  
より、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



### 三朝町 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

（昭和 年 月 日）  
条例第 号

#### （趣旨）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の二及び第十五条の六の規定に基づき、三朝町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

#### （定員）

第二条 団員の定数は、**百八十四**人とする。

#### （任用）

第三条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命しその他の団員は、次の各号の資格を有するものうちから町長の承認を得て、団長が任命する。

- 一 本町に居住し、又は勤務する年令十八才以上の者
- 二 志操堅固、かつ身体強健な者で消防職務を完全に遂行し得る者

#### （欠格事項）

第四条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

#### （分限）

第五条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
  - 二 身心の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
  - 三 前二号に規定する場合のほか団員に必要な適格性を欠く場合
  - 四 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- 「団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。」

〔島中文〕

- 一 前条第三号を除く各号の一に該当するに至ったとき。
- 二 第三条第一号に該当しなくなったとき。

#### （懲戒）

第六条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- 一 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 三 団員としてふさわしくない非行があつたとき。
- 2 停職は、一月以内の期間を定めて行なう。

第七条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、町規則で定める。

#### （服務規律）

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第九条 団員であつて、十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならぬ。ただし、特別の事情のない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

#### 第十四編 防災

（消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例）

第十四編 防災（消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例）

六九二六（六九六〇）

職の場合にはその遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の廃止

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭

和~~三~~年~~三~~町条例第~~三~~号。以下「旧条例」という。）は、廃

止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際、旧条例により現に消防団長及びその他の団

員の職に在る者は、この条例により任用された消防団長及び団員

の職に相当する職に在る者とみなし、任期があるものについて

は、その任期は、従前の規定による任用又は就任の日からこれを

起算する。

(十三条)

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行するときは、団長については助役相当職、副団長については一等級相当職、その他の団員については三等級相当職とみなし費用弁償をする。

別表一年給酬

部長	二〇〇〇〇円	班長	自動車要員 六五〇〇円
副部長	九五〇〇円	副班長	手引可搬要員 三三〇〇円
分団長	九五〇〇円	副班長	自動車要員 三八〇〇円
副分団長	六〇〇〇円	副班長	手引可搬要員 二八〇〇円
分団付	五〇〇〇円	その他の 団員	自動車要員 三五〇〇円
部長	四八〇〇円	団員	手引可搬要員 二六〇〇円

別表二費用弁償

水 火 災 の 場 合	一 回 に つ き	六 〇 〇 円
警 戒 の 場 合	一 回 に つ き	六 〇 〇 円
訓 練 の 場 合	一 回 に つ き	六 〇 〇 円
そ の 他 団 長 が 招 集 す る 場 合	一 回 に つ き	六 〇 〇 円